

事 務 連 絡

令和2年10月1日

介護保険関係事業所 各位

富山市福祉保健部介護保険課

特別養護老人ホーム等における生活相談員の資格要件について

特別養護老人ホーム等における生活相談員の資格要件については、指定基準の解釈通知において「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない」とされております。

本市では、「同等以上の能力を有すると認められる者」として、下記の資格を生活相談員の資格要件として認めることとするので、今後とも適切な資格を有する職員を配置されるようお願いいたします。

「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格

1. 介護福祉士
2. 介護支援専門員
3. 看護師又は准看護師（社会福祉施設等で介護又は相談業務の実務経験を1年程度有し、かつ、管理者が適当と認める者）

社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（参考）

1. 社会福祉主事任用資格を有する者
2. 社会福祉士
3. 精神保健福祉士

(担当) 介護保険課

TEL 076-443-2041

FAX 076-443-2076